

徳島県公安委員会告示第 19 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 9 条の 14 第 1 項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 29 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 8 日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

1 開催の日時及び場所

令和 6 年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

開 催 日 時	開催場所
6 月 19 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署
8 月 21 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署
12 月 18 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は、行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 80 条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）1 通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、9,800 円に相当する金額の徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

(4) その他

受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分まで（正午から午後 1 時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に、正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB 又は B の鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第9条の14第2項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。